四　前三号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行う時期

2　第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一　［略］

二　前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日（通知を受けていないものにあっては、法第五十一条第七項の通知を受けた日）から三年三月を超えない時期

三　［略］

第九十四条の五の二　法第五十五条第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十七条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期自主検査の時期が到来しなかったものについては、定期自主検査を行う時期

六　前各号に規定する組織以外の組織については、定期自主検査を行う時期

2　第九十四条第二号に掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一　［略］

二　前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

三　［略］

第九十四条の五の二　法第五十五条第四項の特定電気工作物（原子力を原動力とする発電用のものを除く。）であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第四十六条第三項の表第二十二号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　［略］

［新設］

第五款　認定高度保安実施設置者

（認定高度保安実施設置者が設置する事業用電気工作物）

第九十五条の二　法第五十五条の三の経済産業省令で定める事業用電気工作物は、次のとおりとする。

一　水力発電所に係るもの

二　火力発電所に係るもの

三　燃料電池発電所に係るもの

四　太陽電池発電所に係るもの

五　風力発電所に係るもの

六　蓄電所に係るもの

七　変電所に係るもの

八　送電線路に係るもの

九　配電線路に係るもの

十　需要設備に係るもの

［新設］

（認定の申請）

第九十五条の三　認定を受けようとする者（第二号及び次条第三項において「申請者」という。）は、様式第六十二の五の認定高度保安実施設置者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二　申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

［新設］

（認定の基準等）

第九十五条の四　法第五十五条の四第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第八に定めるところによるものとする。

2　法第五十五条の四第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

［新設］